

# 中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 4,534 (4,929) 百万円】  
 (令和5年度補正予算額 1,435百万円)

## <対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の一体的な整備を推進します。

## <事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

## <事業の内容>

### 1. 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

### 2. 農村振興環境整備 (1に付帯して実施)

- 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

## 【実施要件】

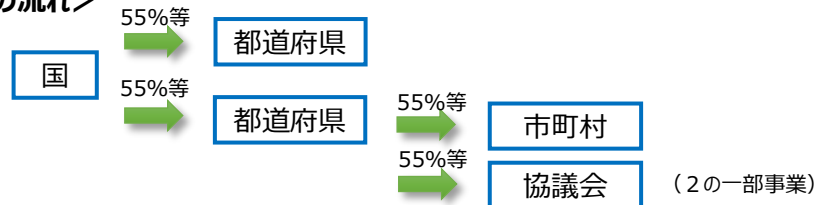
- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上  
(生産・販売施設等※2と一体で実施する場合は5ha以上)
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く

※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

※下線部は拡充内容

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

# 中山間地域農業農村総合整備事業（拡充）

～工種組合せ・受益面積の要件緩和により、中山間地域の農業農村整備をきめ細やかに支援～

- 中山間地域では、農業生産基盤の老朽化等が進行する中、ほ場・用排水施設等の再整備のニーズは高まっており、食料安定供給の観点から末端の農業インフラを持続させるため、再整備に取り組みやすくなるよう農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体※2で2工種以上に緩和（拡充①）するとともに、
- 規模拡大が容易ではない中山間地域の農業を持続させる手段の1つとして、付加価値向上を目指す農業経営を推進するため、小規模でも効率的な高付加価値農業に取り組みやすくなるよう生産・販売施設等※3と一体で実施する場合の受益面積要件を緩和（拡充②）することにより、

中山間地域で所得確保を図る意欲ある地区において、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を推進する。

	現 行	拡 充
<b>拡充①</b>  <b>工種組合せ 要件緩和</b>	農業生産基盤2工種以上の実施が必要  (実施イメージ)  (事業例) 用排水施設整備 + ほ場整備	全体で2工種以上であれば 農業生産基盤1工種以上でも実施可能 (実施イメージ)  (事業例) 用排水施設整備 かつ 営農飲雑用水施設整備 <b>OK!</b>
<b>拡充②</b>  <b>生産・販売 施設等と 一体で実施 する場合の 受益面積 要件緩和</b>	農業生産基盤の受益面積10ha以上 注) 高付加価値農業のための生産・販売施設等を整備する場合も 農業生産基盤10ha以上が必要 (実施イメージ)  (事業例) 農産物処理加工施設整備 かつ ほ場整備6ha + 用排水施設整備6ha = 12ha	生産・販売施設等と一体で実施する場合は、 農業生産基盤の受益面積5ha以上 注) 農業生産基盤2工種のみ等の場合は、現行と同じ10ha以上 (実施イメージ)  (事業例) 農産物処理加工施設整備 かつ 用排水施設整備6ha <b>OK!</b>

## 事業メニュー（工種）一覧

### 1 農業生産基盤整備事業

- (1) 農業用排水施設整備事業
- (2) 農道整備事業
- (3) ほ場整備事業
- (4) 農用地開発事業
- (5) 農地防災事業
- (6) 客土事業
- (7) 暗渠排水事業
- (8) 農用地の改良又は保全事業
- (9) 土地基盤の再編・整序化事業
- (10) 埋蔵文化財調査事業

### 2 農村振興環境整備事業

- (1) 農業集落道整備事業
- (2) 営農飲雑用水施設整備事業
- (3) 農業集落防災安全施設整備事業
- (4) 用地整備事業
- (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業
- (6) 情報基盤施設整備事業
- (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業
- (8) 農村資源利活用推進施設整備事業
- (9) 交換分合事業

※1：右欄事業メニュー1（1）～（8）

※2：右欄事業メニュー1及び2

※3：右欄事業メニュー2（5）及び（7）（具体的には、活性化施設、農産物処理加工施設、農産物集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、地域販売力強化施設、交流施設、農泊等施設、高収益作物の導入を支援するのに必要な施設等）